

第3期日光市役所環境配慮率先行動計画

—日光市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—

令和3（2021）年3月

日光市

目 次

第1章 計画策定の背景	
1 地球温暖化問題	1
2 国際的な動き	1
3 国内の動向	1
4 県の取組	2
5 計画策定の背景	2
第2章 計画の基本的事項	
1 計画の目的	3
2 計画の期間	3
3 計画の対象範囲	3
第3章 温室効果ガス総排出量の現況把握	
1 温室効果ガスの種類と排出源	6
2 現在の温室効果ガスの総排出量	6
第4章 温室効果ガスの削減目標	
1 削減の数値目標	9
2 クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減の数値目標	10
第5章 削減への取組	
1 具体的な取組	11
2 イベントにおける取組	14
3 削減効果の高い取組	16
第6章 推進・点検体制	
1 組織体制	18
2 推進のための方策	18
第7章 計画の点検・評価	
1 点検方法	19
2 点検結果の評価	19
3 点検結果の公表	20
4 計画の見直し	20

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化は人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球温暖化影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水産資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2 国際的な動き

1992（平成4）年に気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994（平成6）年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997（平成9）年に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）では、先進国に温室効果ガスの排出削減を義務付ける京都議定書が採択されました。

京都議定書の後継として、2015（平成27）年に開催された第21回気候変動条約締約国会議（COP21）では、新たな国際的枠組みとして2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減に取り組む「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」はすべての国が温室効果ガス削減のための目標を作り、その実施状況を報告し、評価を受けることが義務付けられており、公平で実効性のある合意であるとされています。また、世界共通の長期目標として“世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする”ことなどが掲げられました。

3 国内の動向

1998（平成10）年、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにする「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布し、1999（平成11）年4月に施行しました。2005（平成17）年に京都議定書に定められた6%の削減目標の達成に向けた対策・施策を明らかにするために「京都議定書目標達成計画」が定められました。

その後、パリ協定を踏まえ、2015（平成27）年に「日本の約束草案」を国連に提出し、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度と比べて26%削減する目標を掲げました。各部門の削減目標は、産業部門6.5%、業務部門40%、家庭部門40%などとなっています。

この目標の実現に向け、2016（平成28）年に日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するうえでの礎となる「地球温暖化対策計画」が定められました。

また、長期目標として、2050年までに現状から80%温室効果ガスを削減するという目標を定めていましたが、2020年10月26日臨時国会において菅首相の所信表明演説として、国内の温暖化ガスの排出を2050年までに実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル宣言」が表明されました。これにより、国内での脱炭素化を目標とする動きが加速しています。

4 県の取組

1997（平成 8）年に栃木県環境基本条例を制定、またその理念に基づき栃木県環境基本計画を策定し、地球温暖化問題への取組方針を示しています。

2009（平成 21）年には、「地球と人にやさしい“エコとちぎ”」を栃木県の目指すべき社会の姿とした「とちぎ環境立県戦略」を策定し、環境立県に向けた先導的な取組を具体的に記載し、積極的な地球温暖化防止に取り組んでいます。

2011（平成 23）年 3 月には、「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」、「栃木県庁環境保全率先実行計画」及び「栃木県地域新エネルギービジョン」を統合した「栃木県地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後見直しを行い計画期間を 2016（平成 28）～2020（令和 2）年度とする改訂を行いました。中期目標として 2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）比 26%削減とし、省エネ対策や再生可能エネルギーの利活用などを推進しています。

2020（令和 2）年 12 月 14 日の県議会本会議代表質問において、栃木県知事から、2050 年のカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言され、実現に向けたロードマップを策定することが表明されました。

5 計画策定の背景

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、「実行計画」とする）を策定するものとされています。また、同条第 8 項に基づき、都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞無く、これを公表し、同条第 10 項に基づき、実行計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないとされています。

日光市においては、2010（平成 22）年 3 月に日光市環境基本計画、日光市役所環境配慮率先行動計画-地球温暖化対策地方公共団体実行計画-（以下、「率先行動計画」という）、2015（平成 27）年 3 月に第 2 期率先行動計画を策定し、市の事務・事業を対象として環境に配慮した取組を推進し、環境負荷の低減を図ってきました。また、2019（令和元）年 12 月には、第 2 次日光市環境基本計画を策定し、新たな温室効果ガス排出量の削減目標を掲げました。業務部門においては、2030（令和 12）年度の温室効果ガスを 2013（平成 25）年度に比べて 40%削減することを目標としています。今後も引き続き、市の事務・事業を対象として環境に配慮した取組を推進し、環境負荷の低減を推進するために第 3 期計画として本計画を策定します。

なお、本計画は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」であるとともに「日光市環境基本計画」の下位計画になります。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条第1項及びパリ協定における「日本の約束草案」に基づき、日光市役所が事業者・消費者としての立場から、環境に配慮した行動に率先して取り組むことにより環境への負荷を出来る限り低減させることを目的とします。本市の事務・事業について、財やサービスの購入・使用や建築物の建設・管理、エネルギー使用の抑制、ごみの分別、廃棄物の減量化等とともに、これらの推進体制の整備などの基本的事項を定めます。

2 計画の期間

本計画は、2013（平成25）年度を基準年度、2021（令和3）年度を初年度とし、2025（令和7）年度を目標年度とします。また、目標年度までに必要がある場合には見直しを行います。

3 計画の対象範囲

《対象とする事務・事業》

本計画における「地方公共団体の事務及び事業」の範囲は、地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となります。市役所の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公立学校、診療所、文化施設、観光施設等も含まれます。また、外部への委託、指定管理者制度等により実施するものも対象となります。このことから、温室効果ガスの排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

《対象とする組織・施設》

（令和3年3月末）

部 局	対 象 課	主 な 施 設 名
企画総務部	総合政策課 秘書広報課 総務課 人事課	
財務部	財政課 資産経営課 契約検査課 税務課	市役所本庁舎、東庁舎、西庁舎、元代替バス車庫、車庫
地域振興部	地域振興課	今市中央コミュニティセンター、市民活動支援センター、落合地区センター、豊岡地区センター、大沢地区センター、塩野室地区センター
市民環境部	生活安全課 市民課 保険年金課 環境課	消費生活センター、日光聖苑、JR今市駅市営自転車駐車場 南原出張所（南原地区コミュニティセンター） 国民健康保険栗山診療所 クリーンセンター、リサイクルセンター、環境センター、各ストックヤード

健康福祉部	社会福祉課 高齢福祉課 人権・男女共同参画課 子育て支援課 健康課	藤原高齢者生活福祉センター「ふじの郷」 地域包括支援センター、生きがいセンター、日光福祉保健センター、足尾保健・高齢者生活福祉センター「銅やまなみ館」、小来川デイサービスセンター、中宮祠介護サービスセンター、栗山デイサービスセンター、西川デイサービスセンター 家庭児童相談室、女性サポートセンター（清滝出張所） 地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、各保育園、各児童館、各こどもプラザ館、各たんぽぽ広場 今市保健福祉センター、小来川診療所、奥日光診療所、湯西川診療所、三依診療所
観光経済部	観光課 商工課 農林課	今市宿市縁ひろば、かたくりの湯 道の駅日光、木彫りの里工芸センター 大室ダム、農村環境改善センター、日光ブランド情報発信センター
建設部	都市計画課 建設課 維持管理課 建築住宅課	中央町駐車場、あずま町駐車場 平ヶ崎ポンプ場、各公園
上下水道部	水道課 下水道課	水道庁舎、各浄水場、各簡易水道施設、各ポンプ場 各水処理センター、各ポンプ場
会計管理者	会計課	
日光行政センター	地域振興・防災係 市民サービス係 産業建設係 日光観光課	日光庁舎 小来川地区センター、中宮祠出張所（奥日光コミュニティセンター）、所野コミュニティセンター 小倉山森林公園、ふれあいの郷小来川 日光総合会館、日光郷土センター、やしおの湯、日光温泉、湯元園地「あんよのゆ」、交流促進センター、霧降高原キヌガ平園地、市営駐車場
藤原行政センター	地域振興・防災係 市民サービス係 産業建設係 藤原観光課	藤原庁舎 三依地区センター、川治地区コミュニティセンター 鬼怒太の湯、鬼怒子の湯、湯の街公園 上三依水生植物園、鬼怒川レジャー公園、川治ふれあい公園、葉師の湯、鬼怒川公園岩風呂、鬼怒川・川治温泉観光情報センター、みよりふるさと体験村センター、川治ダム資料館、鬼怒川温泉駅前駐車場
足尾行政センター	地域振興・防災係 市民サービス係 産業建設係 足尾観光課	足尾庁舎、足尾行政センター分庁舎 市営バス乗務員詰所 かじか荘、銀山平キャンプ場、庚申山荘、足尾銅山観光、環境学習センター、銅ふれあい館、庚申の湯、花の渡良瀬公園、銅親水公園、間藤駅観光センター、足尾生産展示直売所

栗山行政センター	地域振興・防災係 市民サービス係 産業建設係 栗山観光課	栗山庁舎 湯西川地区センター 湯西川体験農業交流センター、自然体験交流センター「安らぎの森四季」、栗山森林公園、繁殖牛集中管理センター、川俣ふれあい広場 土呂部キャンプ場、上人一休の湯、湯の郷湯西川観光センター、上栗山オートキャンプ場、開運の湯、平家の里、湯西川水の郷、各温泉給湯施設
教育委員会	学校教育課 生涯学習課 文化財課 スポーツ振興課 国体推進課 中央公民館 日光公民館 藤原公民館 足尾公民館 栗山公民館	各小学校、各中学校、日光学校給食センター、藤原学校給食センター、足尾学校給食センター 赤間々会館、小杉放菴記念日光美術館、今市図書館、日光図書館、藤原図書館、杉並木公園ギャラリー、ふくろうの森手塚登久夫彫館 二宮尊徳記念館、歴史民俗資料館、報徳仕法農家 今市運動公園、丸山公園、豊岡運動公園、落合運動公園、塩野室運動公園、日光市ホッケー場、日光運動公園、日光体育館、霧降スケートセンター、細尾ドームリンク 今市文化会館、勤労青少年ホーム、公民館（今市地域） 清滝体育館 藤原総合文化会館、藤原運動公園、藤原運動場、川治運動場、下原運動場 足尾市民センター、足尾中央グラウンド、足尾向原テニスコート 栗山運動場、西川運動場
議会事務局	議事課	
選挙管理委員会	事務局	
監査委員	事務局	
農業委員会	事務局	
消防本部	総務課 予防課 警防課 通信指令課 今市消防署 日光消防署 藤原消防署	消防本部庁舎 大沢分署、各消防団詰所 足尾分署、中宮祠分署、清滝分遣所、各消防団詰所 川治分署、湯西川分署、各消防団詰所

※本庁舎や各行政センターの燃料使用量等については、支払いをしている課で取りまとめをいたします。

第3章 温室効果ガス総排出量の現況把握

1 温室効果ガスの種類と排出源

削減対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類です。ただし、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の3種類で温室効果ガス全体の97.3%を占めていること、その他の4ガス(HFCs、PFCs、SF₆、NF₃)は2.7%と微量であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とします。

それぞれのガスの排出源と、算定する対象を以下の表のとおりです。温室効果ガス排出量削減のためには、これら算定対象の使用量を抑制する必要があります。

種 類	排 出 源	温室効果ガス排出量算定の対象
二酸化炭素 (CO ₂) (温暖化係数：1)	燃料の燃焼（公用車・ボイラー・暖房器具・動力・発電施設など）	ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPガスの使用量
	電気の使用	電気の使用量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物に混入した合成樹脂類（廃プラスチック類）の焼却量
メタン (CH ₄) (温暖化係数：25)	燃料の燃焼（こんろ・湯沸・ストーブ）	灯油、LPガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水またはし尿の処理	水処理センター、環境センターの処理水量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量
一酸化二窒素 (N ₂ O) (温暖化係数：298)	燃料の燃焼（ディーゼル機関）	軽油の使用量
	燃料の燃焼（こんろ・湯沸・ストーブ）	灯油、LPガスの使用量
	自動車の走行	公用車の走行距離
	下水またはし尿の処理	水処理センター、環境センターの処理水量
	一般廃棄物の焼却	一般廃棄物の焼却量

2 日光市役所における現在の温室効果ガス総排出量（2019（令和元）年度）

温室効果ガス排出量は、年度毎の排出係数を用いて算出しています。

区 分		温室効果ガス排出量（単位：kg-CO ₂ ）
内 訳	二酸化炭素	32,283,646
	メタン	63,642
	一酸化二窒素	127,319
合 計		32,283,646

《部局別温室効果ガス排出量》2019（令和元）年度

部 局	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)	内 訳 (kg-CO ₂)
企画部	12,078	0.07	車：227 電気：6,948 (15,039kWh) 燃料：4,903
総務部	558,351	3.37	車：78,131 電気：434,125 (1,006,304kWh) 燃料：46,095
市民環境部	クリーンセンターごみ焼却分を 除く 1,836,078	11.07	車：91,698 電気：1,504,440 (3,451,707kWh) 燃料：223,223 環境センターし尿処理分：16,717
健康福祉部	725,941	4.37	車：39,870 電気：380,799 (854,852kWh) 燃料：305,272
観光経済部	729,592	4.40	車：13,476 電気：319,551 (769,162kWh) 燃料：396,565
建設部	52,138	0.31	車：15,579 電気：36,559 (79,131kWh)
上下水道部	3,211,581 水道事業 (2,377,687) 下水道事業 (833,894)	19.36	車：23,722 電気：3,047,853 (7,137,923kWh) 燃料：5,620 下水道処理分：134,386
日光行政センター	1,054,778	6.36	車：17,289 電気：442,623 (1,111,101kWh) 燃料：594,866
藤原行政センター	789,207	4.76	車：11,047 電気：486,477 (1,058,929kWh) 燃料：291,683
足尾行政センター	534,538	3.22	車：13,305 電気：386,512 (933,866kWh) 燃料：134,721
栗山行政センター	1,888,300	11.38	車：46,975 電気：923,598 (2,005,714kWh) 燃料：917,727

教育委員会	4,608,086 小中学校 (2,360,485) スポーツ施設 (1,352,511) その他 (895,090)	27.78	車 : 72,886 電気 : 3,266,987 (8,316,093kWh) 燃料 : 1,268,213
議会事務局	2,155	0.01	車 : 2,155
農業委員会	899	0.01	車 : 899
消防	586,125	3.53	車 : 178,481 電気 : 288,893 (681,573kWh) 燃料 : 118,751
合計	16,589,847	100.00	車 : 605,740 電気 : 11,525,365 (27,421,394kWh) 燃料 : 4,307,639 環境センターし尿処理分 : 16,717 下水道処理分 : 134,386

《一般廃棄物処理施設 温室効果ガス排出量》2019（令和元）年度

施設名	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)	内 訳 (kg-CO ₂)
クリーンセンター (ごみ焼却分)	15,884,760	100.00	燃料 : 1,887,983 ごみ : 13,996,777 (30,550t)

第4章 温室効果ガスの削減目標

1 削減の数値目標（クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガスを除く）

第2次日光市環境基本計画では、業務部門において2030（令和12）年度の温室効果ガスを2013（平成25）年度に比べて40%削減することを目標としています。

これを順調に達成するために、本計画の目標年度である2025（令和7）年度には、対象施設が実施する事務・事業から排出される温室効果ガスを25%削減する必要があります。なお、温室効果ガス排出量は、年度毎の排出係数を用いて算出します。

市役所全体の削減数値目標・・・・・・・・25%

事業別の温室効果ガス排出量

	2013(平成25)年度排出量 (kg-CO ₂) (基準年度)	2019(令和元)年度 (現状値)		2025(令和7)年度排出量 (kg-CO ₂) (目標年度)
		排出量 (kg-CO ₂)	2013年度比 削減率	
全部局	4,979,085	4,503,357	9.6%	3,838,582
各行政センター	4,693,642	4,266,823	9.1%	3,636,965
教育委員会	5,952,254	4,608,086	22.6%	3,927,851
水道事業	2,464,241	2,377,687	3.5%	2,026,699
下水道事業	765,303	833,894	▲9.0%	710,797
合計	18,854,525	16,589,847	12.0%	14,140,894

原因別の温室効果ガス排出量

	2013(平成25)年度排出量 (kg-CO ₂) (基準年度)	2019(令和元)年度 (現状値)		2025(令和7)年度排出量 (kg-CO ₂) (目標年度)
		排出量 (kg-CO ₂)	2013年度比 削減率	
車両による	917,358	605,740	34.0%	516,322
電気使用による (参考：kWh)	12,294,896 (29,940,565)	11,525,365 (27,421,394)	6.3%	9,824,019
燃料使用による	5,491,795	4,307,638	21.6%	3,671,755
し尿処理による	21,683	16,717	22.9%	14,250
下水処理による	128,793	134,386	▲4.3%	114,548
合計	18,854,525	16,589,847	12.0%	14,140,894

2 クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減の数値目標

クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減についても、2013（平成 25）年度を基準年度とします。

「第 2 期日光市一般廃棄物処理基本計画」において、2025（令和 7）年度におけるごみ総排出量は 2013（平成 25）年度と比較して概ね 25%減少すると予測されています。このため、クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガスの削減目標も 25%として、今後も継続して目標の達成を目指します。

ごみ焼却に伴う削減数値目標・・・25%

クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の推移

年 度	排出量 (kg-CO ₂)	内 訳		
		一般廃棄物 焼却量(t)	一般廃棄物内 プラスチック率(%)	LPG 使用量 (m ³)
2012(平成 24)年度	27,630,454	35,244	32.3	364,279
2013(平成 25)年度	19,566,739	33,783	23.0	361,490
2014(平成 26)年度	21,128,851	33,033	27.0	284,550
2015(平成 27)年度	18,440,081	33,044	22.1	306,490
2016(平成 28)年度	20,720,219	33,932	24.7	328,264
2017(平成 29)年度	17,393,760	32,477	21.4	307,334
2018(平成 30)年度	18,690,776	29,880	25.3	292,907
2019(令和元)年度	15,884,760	30,550	20.7	286,058
目標年度 2025(令和 7)年度	14,675,054			

■クリーンセンターでのごみ焼却に伴う温室効果ガス削減目標の設定方法■

2013(平成 25)年度の温室効果ガス排出量：19,566,739kg-CO₂

ごみ焼却に伴う削減数値目標：25%

$19,566,739 \text{ (kg-CO}_2\text{)} \times 0.75 \text{ (}\% \text{)} = \underline{\underline{14,675,054 \text{ (kg-CO}_2\text{)}}}$

第5章 削減への取組

1 具体的な取組

削減目標を達成するために、環境基本計画や日光市グリーン購入基本方針等に基づき、全庁を挙げて次の5つの分野の取組を推進します。

①エネルギー使用量の削減

項目	取組
照明の使用	昼休みの間は、事務室等の不要な照明を消します。ただし、市民対応窓口は除きます。
	始業前や残業時、休日出勤時は、業務に支障のない範囲で職員のいない箇所の照明を消します。
	トイレ、会議室、給湯室、更衣室など断続的に使用する箇所の照明、換気扇は使用後に消します。
	各職場の最終退庁者は、照明・冷暖房等の消灯を確認します。
	利用箇所の明るさに応じて蛍光灯本数の間引きを行います。
	照明機器は消費電力の少ない機器へ順次更新します。
電気機器等の使用	会議や外出時などパソコンを長時間使用しないときは、電源を切ります。
	パソコンを短時間（1時間50分以内）使用しないときは、スリープモードにします。
	退庁時にはパソコンなどのコンセントを抜きます。
	各職場の最終退庁者は、パソコンなどの電源が切られていることを確認します。
	コピー機は昼休みに節電モードにするほか、使用後は必ず省電力状態にします。
	待機電力削減のため、長時間使用しない電気製品はコンセントを抜きます。
	自動販売機の照明や加熱・冷却は支障がない範囲で消します。
	洋式トイレの暖房便座のフタを閉めます。
給湯器や温水便座は、適温に設定するなど、適切な運転管理に努めます。	
冷暖房・空調 温度の管理、 冷暖房負荷 の軽減	冷暖房の使用は極力控え、設定温度は天候や気温、湿度に合わせて集中管理します。
	集中管理ができない施設は、冷房28℃、暖房20℃を目安に、適切な温度管理を行います。
	会議の10分前まで冷暖房は入れません。
	会議室を使用するときは、冷暖房が必要ない時間帯を優先して利用します。
	外気の導入や換気の励行など、室内温度の調整を図ります。
	ブラインド、カーテン等を有効に利用して、日差しの調整を行います。
	空調機器フィルターの定期的な清掃などを行います。
冷暖房機器の新設、更新の際は消費電力の少ない機器を選びます。	
冷房及び暖房期間中のクールビズやウォームビズに取り組みます。	
その他	エレベーターの使用を控えます。
	フロンや代替フロンを使用した製品の使用を止めます。
	事務効率の向上を図り、残業の削減を行うとともに、定時退庁に努めます。
	通勤は公共交通機関の利用に努め、自宅から勤務地まで2キロ以内の職員は車の通勤を自粛します。

②資源の有効利用

項 目	取 組
水利用の抑制	日常的な節水を徹底します。
	漏水のチェックを定期的に行い、確認したときは直ちに修理します。
	洗剤は適量使用し、濯ぎの水を少なくします。
用紙類の使用の制限	送付文を極力省略するなど、事務手続きの簡素化に努めます。
	資料などを複写する際は、必要性を十分に吟味し、安易な複写を避けます。
	会議資料の簡素化、サイズ縮小、両面印刷など資料の削減に努めます。
	資料などの誤りは手書き修正し、再印刷はしません。
	安易にホッチキスは使用しません。会議の資料等は一つにまとめ、ページをふります。
	会議での封筒を配布しません。
	不要紙の裏面利用を徹底します。
	ファイルボックスやフォルダ、封筒などの繰り返しの使用に努めます。
	個人で保有する文書・資料の減量化を徹底します。
	庁内LAN、電子メールの活用などによるペーパーレス化を推進します。
	FAX送信表はできるだけ省略します。
	刊行物はホームページや記録媒体による情報提供を促進し、過去の領布実績による在庫の管理を徹底します。
廃棄物発生の抑制	事務用品の共有化及び再利用を図ります。
	物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。
	ダンボール・新聞・雑紙や缶・びん・ペットボトルなどの分別収集・リサイクルを徹底します。
	使い捨て製品の使用を止め、詰め替え等ができる製品を使用します。
	割り箸の使用を止め、マイ箸を使用します。
	プラスチック製品の使用を極力控えます。

③公用車の利用

項 目	取 組
エコドライブの実施	急発進、急加速、急停車、空ぶかしなどはしません。
	駐停車時のアイドリングストップを徹底します。
	カーエアコンの使用を控えめにします。
	自動車のタイヤ空気圧の調整、法定点検、オイル交換等を定期的に行います。
	運転前、運転後の点検を行います。
	車内から不要な荷物を降ろします。
乗車回数の削減	会議や研修等はできるだけ乗り合いで参加します。
	片道1キロ以内の移動はできるだけ公用車を使用しません。

④施設の整備及び管理

項 目	取 組
建築物等	建物の断熱性の向上を図ります。
	断熱フィルム、ブラインド等の使用により日射の調整を図ります。
	自然光を有効に利用します。
	長期間使用できるよう、維持補修にも考慮した計画及び設計に努めます。
	照明回路や空調等の適切なゾーニングに努めます。
公共工事	クリーンセンターから生成される溶融スラグを利用した道路用骨材を優先的に使用します。
	再生材料（間伐材・小径木、廃木材、建築解体木材、廃プラスチック、使用済みタイヤ、廃ガラス、高炉スラグ、汚泥焼却灰等）が使用されている資材を優先的に使用します。
	熱帯材型枠の使用を削減します。
	施工段階での建設副産物の発生抑制と再利用を図ります。
	建設工事には低公害型建設機械を使用するよう努めます。
	建築廃棄物の分別排出を徹底します。
一般廃棄物処理	燃えるゴミの焼却により生じる余熱を活用し、施設内の機器・設備へ電力の供給をします。
下水道	汚泥焼却灰の再利用を推進します。

⑤物品の購入・製品の導入等

取 組
委託事業については、省エネ・省資源になるよう依頼します。
パンフレットやチラシの印刷は必要最低限の部数にします。
外注印刷物の用紙は再生紙を利用し、インクは植物性インクを使用します。
再生紙、リサイクル製品・資材を率先して購入します。
再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックが使用されている製品の購入に努めます。
長期間使用できる製品を購入します。
環境への負荷が少ない燃料を使用する機器を選択するよう努めます。
消費電力の少ない機種へ順次更新するよう努めます。
使い捨て製品の使用を止め、詰め替え等ができる製品を使用します。
公用車を購入又は更新する際は、低公害車（低燃費かつ低排出ガス車）の導入に努めます。
太陽光発電、マイクロ水力発電などの再生可能エネルギーを利用した設備の導入に努めます。
コージェネレーションシステムの導入に努めます。
空調機器、冷凍機器等は、より地球温暖化への影響の少ない冷媒、断熱発泡剤を使用する機器を選択します。

※詳細な「物品の購入・製品の導入」は、日光市グリーン購入基本方針の判断基準に基づき行います。

2 イベントにおける取組

以下の日光市イベント環境配慮指針に基づき、市が開催するイベントにおいて環境負荷の軽減を図ります。

日光市イベント環境配慮指針

第1 指針策定の趣旨

イベントは、市が実施する各種施策の普及、啓発等に有効な手段であることから、様々なかたちで数多く取り組まれています。規模の大きなイベントほど多くの人々が来場することから、大量の資料が配布され、様々なエネルギーが使用され、また、多くの人々が飲食します。

これらの事柄を環境への影響という観点から見ると、紙くず、容器などのごみの排出や電力、ガソリンなどのエネルギーの大量消費等が見えてきます。このような中、様々な文化遺産や自然環境を有する日光市からイベント等を通じ、環境への配慮を訴える必要があります。

このため、市が開催するイベントにおいて、自主的な環境配慮を行うことで、環境負荷の軽減等を図ること及び環境に配慮したイベントとしてアピールすることを目的として「日光市イベント環境配慮指針」（以下「指針」という。）を策定します。

第2 指針の対象となるイベント

市が開催するイベントには、式典、恒例的に行う行事、講演会、シンポジウム、フェスティバル、フェア、スポーツ大会、祭り、記念事業、集い、展示会、フォーラムなどがありますが、これらのうち、不特定多数の市民が自由に参加できるイベントであって、市又は市が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するものを指針の対象とします。

第3 環境配慮

次に掲げる環境配慮を行うこととします。

(1) 省エネルギー・省資源の推進

イベントでは、照明や空調などの電気エネルギーや印刷物などの紙資源等を消費することが想定されます。

そこで、エネルギーや資源の使用削減に努めるとともに、物品やサービスの購入にあたっては、環境に配慮したものを優先します。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進

イベントには多くの人々が来場することから、大量の廃棄物が発生する可能性があります。

そこで、廃棄物・リサイクル対策の優先順位（①廃棄物等を発生させない、②再使用する、③再生利用する、④適正に処理する）を踏まえ、イベントの計画段階から、ごみになりそうな物品や再使用できない物品の購入や配布をできる限り減らすとともに、発生が避けられないごみについては再生利用と適正処理に努めます。

(3) 運営体制の整備

環境配慮を実施していくために必要な運営体制を整備し、開催時のみならず、計画や準備の段階から取組を進めていくことが重要です。

(4) 会場周辺の環境保全

屋外で開催するイベントでは、会場周辺の自然環境の保全やポイ捨ての防止、歩きタバコ防止等に十分配慮し、環境に負荷を与えることのないよう努めます。

第4 環境配慮イベントの周知・環境保全活動の普及啓発

イベントには様々な人々が参加します。参加者の環境保全に対する理解や実践活動を促進する良い機会です。

環境をテーマにしたイベントであるかどうかを問わず、イベント開催時の環境配慮を通して参加者の環境保全に向けた意識啓発を図ります。

- ① 環境に配慮したイベントであることを積極的にPRします。
- ② 環境配慮の取組内容を参加者に分かりやすく伝えます。
- ③ 参加者の自主的な環境保全の取組を促進します。
- ④ 環境保全に関する情報の提供に努めます。

3 削減効果の高い取組

削減目標を効果的に達成していくためには、前述 1、2 の取組に加え、削減効果の高い取組を重点的に進め、温室効果ガス排出量の多い施設における削減対策を講じていくことが有効なため、次の取組を進めていきます。

① 市施設への太陽光発電施設の整備

太陽光発電や太陽熱利用等の再生可能エネルギーの利用を促進することにより、エネルギー使用量を削減し、温室効果ガスの排出量削減を図ります。太陽光発電は発電時に温室効果ガスを発生しないエネルギーシステムであり、普及が進むことによって、二酸化炭素に関しては相当量の削減効果が期待できます。

【再生可能エネルギーの導入状況】

再生可能エネルギーの種類	設置状況	設置容量	発電量 kWh 2019(令和元)年度	今後の導入予定
太陽光発電	瀬尾浄水場	100kW	81,311	豊岡地区センター (10kW)
	リサイクルセンター	4kW	3,500	
	湯西川水処理センター	50kW	55,109	
	温泉保養センター	100kW	120,418	
	足尾庁舎 兼 足尾分署	20kW	21,028	
	日光消防署	10kW	10,407	
	藤原消防署	15kW	14,711	
	塩野室地区センター	10kW	12,472	
	大沢地区センター	10kW	12,192	
	落合地区センター	10kW	11,044	
	湯西川地区センター	10kW	5,405	
	藤原庁舎	15kW	18,249	
	日光庁舎	46kW	48,451	
	栗山庁舎	10kW	15,464	
	市役所本庁舎	14kW	13,240	
太陽光発電 計		424kW	443,001	
サーマルリサイクル発電	クリーンセンター	2,000kW	8,802,070	
太陽熱利用	湯西川中学校 栗山小中学校 湯西川地区センター			

※再生可能エネルギーの導入目標(2025(令和7)年度:太陽光発電等施設の発電出力 520kW)

② 低公害車の導入

低公害車（低燃費かつ低排出ガス車）は、従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、または全く排出しない自動車であり、導入を図ることで排出量削減を推進します。

○低公害車の構成率：2025（令和7）年度目標：12.5%

【低燃費・低公害車の導入状況】

年 度	庁用車台数	内 訳			
		低公害車			低公害車 以外
		ハイブリット車	電気	水素	
2013（平成25）年度	463台	24台	6台	0台	433台
2019（令和元）年度	448台	33台	5台	0台	410台
2019（令和元）年度の構成率		8.5%			91.5%

③ 可燃ごみ排出量の削減

ごみの中には、再生できる紙類や缶、ビン、ペットボトル等の再資源化が可能なものが多く含まれています。リデュース・リユース・リサイクルを推進することにより、ごみの減量化や製造にかかるエネルギー削減を図り、温室効果ガスの排出抑制を推進します。

○可燃ごみ排出量：2019（令和元）年度比5%削減（2025（令和7）年度目標量：12,420kg）

【市役所本庁舎・東庁舎・西庁舎からのごみ排出量】

年 度	可燃ごみ (kg)	2013（平成25） 年度比削減率	資源物 (kg)	
			缶・ペットボトル	ビン
2013（平成25）年度	13,886		1,380	179
2019（令和元）年度	13,074	5.8%	1,619	104

④ 水道・下水道使用量の削減

水の有効利用は、浄水場や排水処理に必要な下水処理施設等におけるエネルギー使用量の削減につながり、メタン排出の抑制にもつながります。水の使用量の削減を図ることで、温室効果ガスの排出抑制を推進します。

○水道使用量：2019（令和元）年度比5%削減

下水道使用量：2019（令和元）年度比5%削減

（2025（令和7）年度目標量 **水道**：260,665 m³ **下水道**：153,114 m³）

【水道及び下水道使用量】

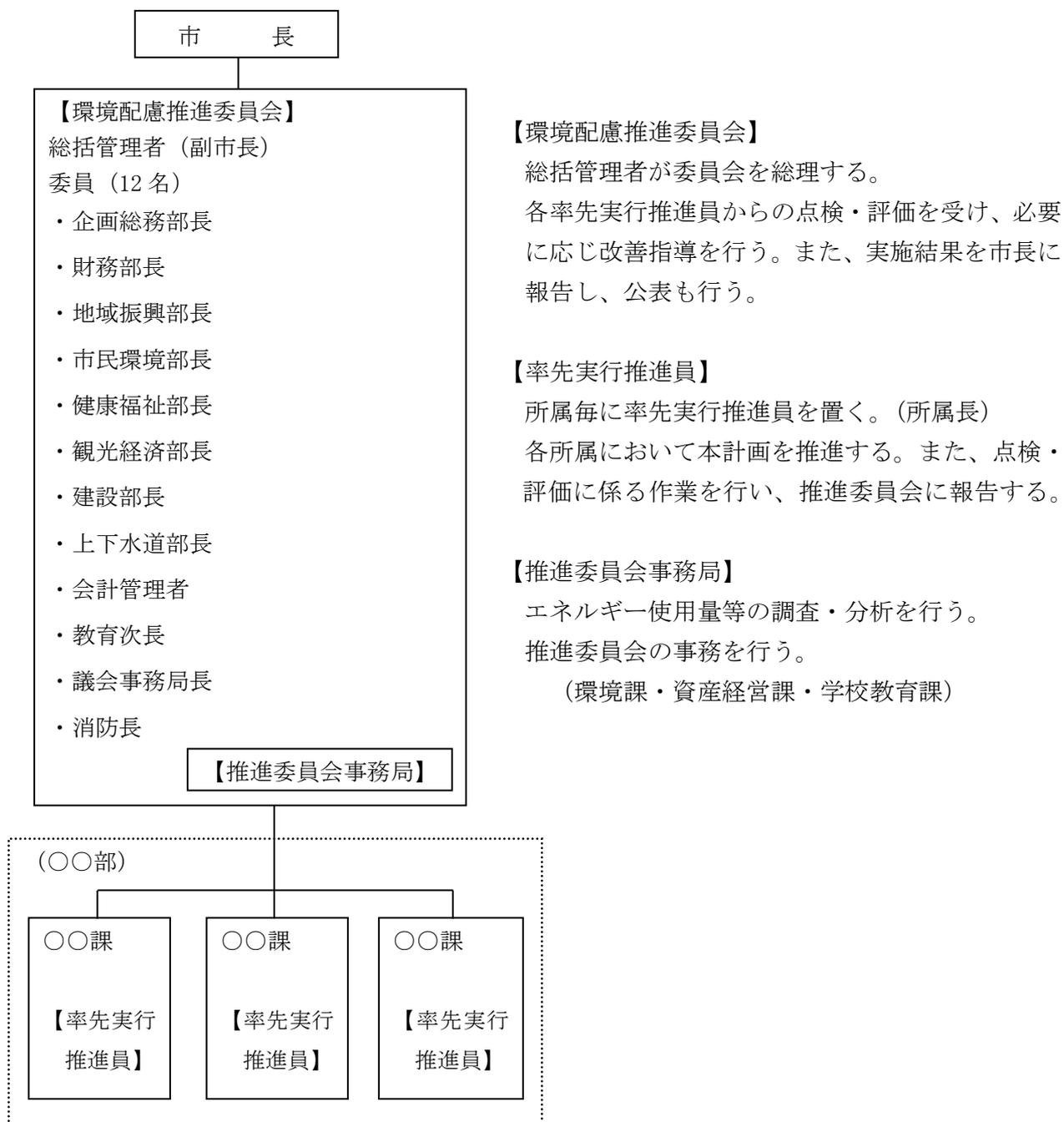
年 度	水道使用量 (m ³)	2013（平成25） 年度比削減率	下水道使用量 (m ³)	2013（平成25） 年度比削減率
2013（平成25）年度	311,530		193,266	
2019（令和元）年度	274,384	11.9%	161,173	16.6%

※対象施設は、市役所庁舎（本庁、各行政センター、支所及び出張所）、消防庁舎（消防本部、各消防署及び分署）、各小中学校、各保育園等

第6章 推進・点検体制

1 組織体制

本計画の推進にあたっては、日光市役所環境配慮推進委員会（以下、推進委員会とする。）を組織し、計画的に推進していきます。また、計画の進捗状況を把握し、計画の点検・評価を行い、必要に応じて事業の取り組みや目標についての見直しを行います。



2 推進のための方策

① 職員の研修

庁内研修を実施し、計画的な推進を図ります。

② 職員に対する情報提供

計画書及び実績報告書の配布を行います。

第7章 計画の点検・評価

1 点検方法

① 総排出量

組織別、活動項目別にどれだけ温室効果ガスを排出したか点検します。

② 取組状況

取組が組織別にどれだけ行われたかを点検します。

③ 他の情報の入手

総排出量は温室効果ガスを排出させる要因（活動）と削減させる要因（取組）とによって決まります。しかし、単に排出量をすべて取組状況の結果として判断するのではなく、事務・事業及び施設の拡張などの活動状況に関する情報も入手し、総合的な評価を行います。

【率先実行推進員の業務】

- ◆前年度の「施設の電気使用量・燃料使用量」「公用車の燃料使用量・走行距離」「上下水道使用量」「ごみの排出量」を集計し推進委員会事務局に報告する。
- ◆所属全体の取組として、取組点検表を作成し、推進委員会事務局に報告する。
- ◆施設整備・修繕に関する取組（計画・実施）を推進委員会事務局に報告する。

2 点検結果の評価

① 点検結果の集約

(1) 総排出量

組織別、活動項目別に作成した表に整理します。温室効果ガスごとの排出量及び温室効果ガスの総排出量は施設別、活動項目別に算出します。

(2) 取組状況

取組内容別に集計し表に整理します。

② 総排出量に対する評価

- (1) 総排出量を前年または基準年と比較して、その増減の背景を考察します。必要に応じて組織・施設別、または活動区分別の値を参考にします。
- (2) 目標達成の実現について考察します。

③ 取組状況に対する評価

- (1) 取組内容を前年または基準年と比較して、その取組の背景を考察します。必要に応じて組織・施設別、または取組別の内容を参考にします。
- (2) 「②総排出量に対する評価」の結果と取組状況を合わせて、取組効果について考察し、その後の取組について検討します。

【推進委員会事務局】

- ◆率先実行推進員の報告を基に温室効果ガスを集計・分析し、結果を推進委員会に報告する。

【推進委員会】

- ◆会議を開催し、目標に対する全体の達成状況、並びに各部の達成状況を点検・評価し、各部に対して必要な改善指導を行い、市長に報告する。

3 点検結果の公表

年次報告書を作成するとともに、市のホームページで市民等に対する公表を行います。

4 計画の見直し

① 目標、取組の見直し

計画の点検・評価を受けて、目標や取組の重大な見直しが必要な場合（事務・事業、組織の拡大等に伴い目標値が現状に合わなくなったなど）には、見直しを行います。

② 運用の仕組みの見直し

推進・点検体制、各種調査票、公表の方法など運用にあたっての仕組みが計画のねらいどおり機能していない場合には、PDCAサイクルを活用して、その解決に努めるものとします。

【点検・評価のフローチャート】

